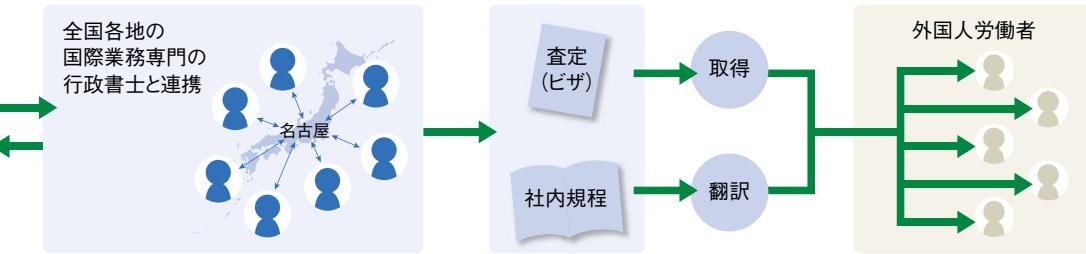


# 外国人雇用管理支援

外国人労働者の雇用にあたり、名南コンサルティングネットワークでは、全国各地の国際業務専門の行政書士等との連携により、迅速な査定(ビザ)の取得や就業規則の翻訳等、外国人労働者が働くことができる環境の構築支援を行っています。



名南コンサルティングネットワーク



## 1 Global Business Support 就業規則等の諸規程・雇用契約書の翻訳

外国人労働者が日本で勤務するにあたって、日本の難解な用語や漢字が多用されている就業規則は、外国人労働者にとって理解し難いものとなっています。外国人労働者に自社のルール等を周知・理解させるには、就業規則や雇用契約書について、それぞれの国の背景や文化を意識しながら翻訳をする必要があります。

**対応言語**

- 英語
- タイ語
- 中国語
- 韓国語
- ベトナム語
- ポルトガル語 等

## 2 Global Business Support 外国人労働者の在留資格等の手配

外国人労働者の在留資格について十分な理解をしていなければ、一時帰国後に再び日本国内で就労できないことがあります。こうした問題が生じることなく就労をしてもらうために、国際業務専門の行政書士の協力を得て、在留資格の定期的な確認や適法下における各種申請等を行います。

## 3 Global Business Support 外国人労働者の脱退一時金申請代行

外国人労働者が日本国内で就労をする場合は、日本人同様に年金制度に加入することになります。しかし、多くの場合は短期間で帰国するため、受給要件を満たすことができず、掛金が無駄になってしまいます。そこで、帰国後に手続きが必要な脱退一時金制度を活用し、掛金を取り戻す申請を本人に代わって行います。

## 名南コンサルティングネットワーク

税理士、公認会計士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、不動産鑑定士、中小企業診断士、CFP他、資格者・従業員350名以上が企業の総合的なビジネスサポートを行う、士業等のネットワーク。

<http://www.meinan.net/>  
e-mail:kaigai@meinan.net

### 名南コンサルティングネットワーク 主要拠点

名古屋、東京、大阪、福岡、豊橋、下呂、  
上海、寧波、ハノイ

## アジア進出サポート ►► NAC-Meinan(China) Holdings Ltd. <http://www.nmc.net.cn/>



国際税務 ►► 税理士法人 名南経営 国際税務部 TEL. 052-229-0700

お問い合わせ先

## 名南コンサルティングネットワーク

〒460-0003 名古屋市中区錦二丁目4番15号 ORE錦二丁目ビル

株式会社 名南経営コンサルティング

人事労務コンサルティング事業部

<http://www.roumu.com/>

**TEL.052-229-0758**

社会保険労務士法人 名南経営

<http://www.roumu.co.jp/>

**TEL.052-229-0730**

# 海外労務支援サービス

海外勤務者の労務環境整備から国内での外国人雇用まで、海外労務に精通した社会保険労務士及び税理士、コンサルタントがトータルにサポートします。

# 海外勤務者支援

名南コンサルティングネットワークでは、企業の海外進出にあたって盲点となりやすい人事労務環境を様々な角度から検証し、海外勤務者にトラブルがなく、不安を与えない環境を整備していきます。



## 1 海外勤務者の給与設定

海外勤務者の給与設定としては、大きく分けて以下の3つの方式があります。しかし、国ごとの制度の違いを意識していないと、国内勤務時より手取り額が減少してしまうことも少なくありません。そこで、名南コンサルティングネットワークでは、勤務地や御社の実情に合わせた給与設定や給与体系の構築を支援します。

### 購買力補償方式

国内勤務時の給与から所得税等の税金や社会保険料を控除し、生計費指数を乗じて現地通貨建てで算出する方式で、大企業の多くで採用されています。

海外勤務	
(現地)社会保険	
(現地)税金	
フィリングベネフィット ・住宅費・医療費 ・子女教育費 等	
家族手当、ハーディップ手当 インセンティブ等	
海外基本給	
手取給与	貯蓄等
社会保険料	× 為替レート (変動)
所得税	
住民税	
その他控除	
生計費	

### 併用方式

国内の月額給与の換算支給分と国別（都市別）の在勤手当等を合算して決定する方法で、中小企業の多くで採用されています。

海外勤務	
(現地)社会保険	
(現地)税金	
フィリングベネフィット ・住宅費・医療費 ・子女教育費 等	
家族手当、ハーディップ手当 インセンティブ等	
海外基本給	
手取給与	同額
社会保険料	
所得税	
住民税	
その他控除	

### 別建て方式

国内における給与とは無関係に、赴任先の国や地域、赴任中の役割等に基づいて給与を設定する方法。この方式を導入している企業はそれほど多くありません。

海外勤務	
(現地)社会保険	
(現地)税金	
フィリングベネフィット ・住宅費・医療費 ・子女教育費 等	
家族手当、ハーディップ手当 インセンティブ等	
海外基本給	
手取給与	手取給与
社会保険料	
所得税	
住民税	
その他控除	

## 4 海外勤務者の労災保険加入支援

海外勤務者が、国外において業務上疾病等が発生した際に十分な保障を受けられないことがあります。そこで、御社に代わって社会保険労務士が労災保険制度の特別加入の申請をします。



## 5 海外勤務者の社会保険適正化

海外勤務にあたっての給与設定方法によっては、国内の年金制度の保険料が抑制もしくは喪失され、将来の年金受給額が減少してしまうことがあります。また、単身で海外に勤務をした場合に国内に残された家族の健康保険をどのように扱えばよいのか、といった問題も生じます。そこで、本人や家族にとって不利にならないような社会保険の取り扱いについて社会保険労務士が様々な角度から検証し、社会保険の適正化についてご提案します。

## 2 海外勤務規程等の諸規程整備

国内出張と異なり、海外での勤務については、往復の引越し費用や本人・家族の帰国費用をどうするのか、といった問題が生じます。また、為替の変動や物価上昇などといった赴任地の経済状況の問題もあるため、明確なルールを定めておかなければ、対象者が不安に陥ったり、不満を募らせたりすることがあります。名南コンサルティングネットワークでは、これまで多数の海外勤務者に関する諸規程整備支援の実績を踏まえて、企業の担当者も気が付かなかった課題を抽出しながら、「海外勤務規程」「海外出張規程」等の諸規程の作成や見直しを行います。

## 3 海外勤務者用ハンドブックの作成

海外勤務者に対して、安全対策や健康管理、更には現地における生活の注意点などについて、あらかじめまとめたハンドブックを渡しておくことが安心感を高めるために有効です。そこで、名南コンサルティングネットワークでは、地域ごとに海外勤務者用ハンドブックを作成しています。



## 提携先による支援

### 出張者や海外勤務者の査証(ビザ)の手配

海外勤務にあたっては、就労査証(ビザ)が必要となり、それぞれの国によって提出書類や申請期間等が異なります。名南コンサルティングネットワークでは、全国の国際業務専門の行政書士と提携しており、迅速に手続き代行を行なっています。

### 外国機関向けの文書作成

海外勤務には、現地の在外公館に「在留届」を提出しなければならないなど、勤務国によって求められる手続きが異なります。これらの手続きには、現地語で翻訳をすることが求められることが多いため、全国の国際業務専門の行政書士との提携によって翻訳や外国機関向けの文書の作成を行なっています。

### 海外勤務者の健康管理・メンタルヘルス対策

労働安全衛生法では、6ヵ月以上上海外に勤務をする場合に健康診断の実施が義務付けられています。また、会社の福利厚生として、一時帰国時の人間ドック手配やメンタルヘルスについての対策を行うことも考えいかなければならず、これらの健康管理全般を提携先の健康管理センター等によって実施します。

